

下水道事業の広域化について

令和8年3月

長浜市下水道事業審議会（諮問）

長浜市 都市建設部 下水道事業局

下水道ビジョン(令和6年策定)における 広域化とは

滋賀県は、平成30年7月13日に検討を行う場として、県内全市町と県の関係部局で構成される「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、取組メニューの検討等を重ね、令和4年12月1日に「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しました。

「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画」は、県および県内全市町による汚水処理施設の整備計画と整合を図りながら、今後も取組状況の点検等を行い、必要に応じて適宜計画の見直しを行うとされています。

本市では、農業集落排水施設を段階的に下水道へ接続することでハード連携を進め、ソフト連携メニューの検討に参加し、広域化・共同化へ取り組めます。

※第2次下水道ビジョンより抜粋

農業集落排水処理施設を公共下水道へ接続することを広域化としている。

下水道ビジョンにおける広域化の状況

【農業集落排水施設の公共下水道への接続状況】

《長浜、浅井、びわ、湖北、高月地域》

地域名	処理区名	公共下水道 接続年月(予定)	公共下水道 接続年月	備考
長浜地域	鳥羽上	R8.4	R8.12予定	
	常喜・本庄	R7.4	R7.10	公共下水道へ接続
	八条	R7.4	R7.4	公共下水道へ接続
	泉・国友郷	R7.4	R7.4	公共下水道へ接続
	神田	R7.4	R7.1	公共下水道へ接続
	西黒田南	R8.4	R8.6予定	
浅井地域	七尾南	R7.4	R6.7	公共下水道へ接続
びわ地域	南浜	R6.4	R5.12	公共下水道へ接続
	下八木	R6.4	R5.9	公共下水道へ接続
	早崎	R6.4	R5.9	公共下水道へ接続
	難波	R6.4	R6.4	公共下水道へ接続
湖北地域	尾上	R8.4	R9.4以降	
	湖北西	R7.4	R6.8	公共下水道へ接続
	山本	R7.4	R7.4	公共下水道へ接続
	津里・石川	R8.4	R8.12予定	
	賀・小今	R7.4	R7.9	公共下水道へ接続
	丁野・二俣	R8.4	R7.4	公共下水道へ接続
	小谷南	R9.4	R8.10予定	
	上下山田	R9.4	R9.4以降	
高月地域	馬上	R9.4	R9.4以降	

《余呉、西浅井地域》

地域名	処理区名	公共下水道 接続年月(予定)	公共下水道 接続年月	備考
余呉地域	川並	R12.4	—	
	下余呉	R11.4	—	
	中之郷	R13.4	—	
	東野	R14.4	—	
	片岡南部	R15.4	—	
	坂口	R10.4	—	
	小谷・柳ヶ瀬	R17.4	—	
西浅井地域	八田部	R14.4	—	大浦処理区に統合
	山門・中	R17.4	—	大浦処理区に統合
	庄	R16.4	—	大浦処理区に統合
	黒山	R15.4	—	大浦処理区に統合
	岩熊	R18.4	—	塩津浜処理区に統合
	山田・小山	R13.4	—	大浦処理区に統合
	塩津北	R20.4	—	塩津中部地区に統合
余	R19.4	—	塩津中部地区に統合	

全国的な下水道事業を取り巻く環境及び 長浜市の現状

施設

老朽化の進行による事故の多発、耐震化の遅れやリダンダンシーの不足、災害リスクの増大
年間約2,600件の下水道起因道路陥没事故の発生

※長浜市においても、高月町字根で道路陥没が発生

経営

人口減少等による収入減少と維持管理・更新費の増大により経営は厳しさを増すことが確実

※長浜市の下水道使用料(公共+農排)についても、R4年度 2,182,577千円
R5年度 2,143,409千円 R6年度 2,139,498千円 と減少傾向

また、昭和62年~平成17年にかけて集中的に整備を行ってきた下水道管路の更新が、耐用年数(50年)を迎える令和19年から始まり、更新費が増大する。

組織

下水道事業に携わる職員数はピーク時から約4割減少し、組織体制の脆弱化が深刻化
少人数で運営する事業体が大半を占め、施設管理や経営の見直し等を検討する余力・ノウハウが不足

※長浜市においても、下水道担当職員が年々減少し、専門技術者や経営担当者の育成が困難になってきているが、令和8年度より組織機構を見直し、新たに「下水道事業部」を創設し、そういった課題に取り組む予定

国の方針

上下水道政策の基本的なあり方検討会において

- (1) 複数自治体による事業運営の一体化を推進
 - ① 国の基本方針策定や各主体の責務の明確化、都道府県による広域連携の推進
 - ② 様々な広域連携の取組を可能とする制度の充実
 - ③ 事業運営の一体化に向けた取組を支える財政支援（**個別補助事業**）
 - ④ 事業運営の一体化に取り組みやすくする仕組み
 - ⑤ 事業運営の一体化の規模等の考え方とメリットの共有（**少なくとも10万人程度の人口規模を確保**）
 - ⑥ 地元企業が長期的に安定して参画できる広域型の「水の官民連携」の推進

- (2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

- (3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成
 - ① 人材確保に向けた広報手法の確立と産学官連携体制の構築
 - ② 生産性向上による処遇・労働環境改善
 - ③ 広域的な人材確保・育成のネットワーク構築

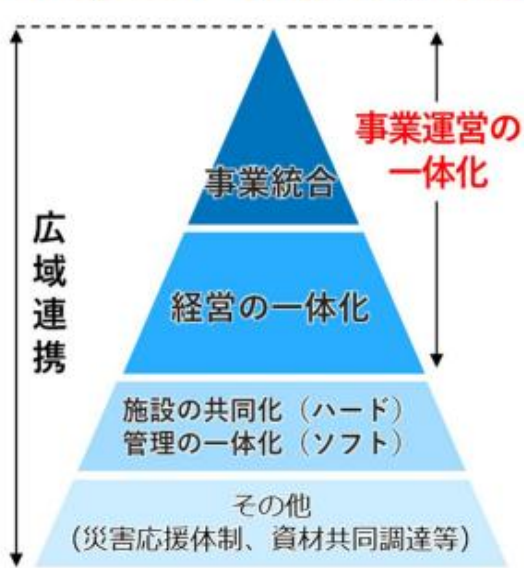
- (4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現
 - ① 危機感を共有する経営課題の見える化（維持管理情報の公表）
 - ② 更新を見据えた適正な料金設定の考え方の明確化（算定基準の明確化や収支見通しの公表）
 - ③ 経営基盤強化の加速化

これらの取組を国主導により加速化!!

【参考】上下水道の「複数自治体による事業運営の一体化」の推進

- 広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、経営主体が単一となり、経営資源(ヒト・モノ・カネ)を一元的に管理する「複数自治体による事業運営の一体化」(事業統合または経営の一体化)を特に推進する必要
- 事業運営の一体化により、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業者・住民・産業界全体への多様な効果・メリットを期待

事業運営の一体化 (事業統合または経営の一体化)



期待される効果・メリット

執行体制の強化

- ・ 技術職はじめ職員確保ができない自治体も、**専門能力(技術力、発注能力、マネジメント能力)を確保** 職員確保と最適配置により、増大する**維持管理・改築業務を執行する能力の向上**と、従前取り組めなかった**経営改善、業務見直し等の経営課題の抜本的検討も可能**に
- ・ 組織内で動員できる職員数の充実による**災害対応力の強化**
- ・ 中長期的な**人材確保**(広域的・計画的な採用)とそれに伴う**技術の継承**に寄与

規模の効果と一元的なマネジメント

- ・ 管理の一体化(経営事務や維持管理の共同実施)や施設の共同化(施設の共用、資機材の共同確保)による**事業費の抑制と料金上昇の抑制**
- ・ **集約型と分散型のベストミックス**による施設の最適配置の検討も促進
- ・ 発注規模の拡大や資機材等の規格の統一化により、**地元企業が創意工夫を活かし長期的に安定して参画**できる**官民連携**を促進

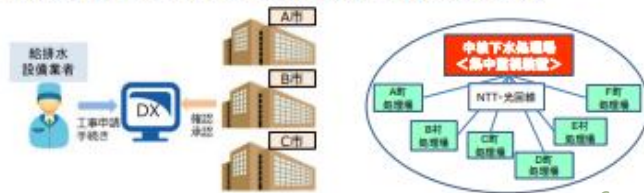
施設の共同化(ハード)

- ・ 汚泥の共同処理
- ・ 浄水場、処理場等の共同化



管理の一体化(ソフト)

- ・ 維持管理業務の共同発注や水質検査等の事務委託
- ・ 広域型の「水の官民連携」
- ・ 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一



地方自治法上の共同処理の概要

表 6-1 地方自治法の共同処理制度の概要

制度	制度の概要	法人格	具体例	メリット	デメリット
1.協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。		処理場運転管理、水質試験を複数の団体に共同実施するための協議会（他10事例）。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 議会や管理者の設置を要しない簡素で効率的な方式。 ➢ 組織する団体が各々の主体性を維持したまま広域的な事務処理が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 意思決定が会議で行われるため、迅速な決定が困難。 ➢ 財産保有等、法人格が必要となる事務処理ができない。 ➢ 責任の帰属が第一義的に問われる事務には向かない。
2.事務の委託	地方公共団体の事務の一部の 管理・執行を他の地方公共団体に委ねる 制度。		他の地方公共団体から委託を受け維持管理等を実施。（事例多数）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 執行が受託側に一元化されるため責任の所在が明確。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象事務の権限・責任が受託側に移動するため、委託側は当該事務についての権限を行使できない。 ➢ 受託側は一定の委託金収入のもと、対象事務に関する責任を負う。
3.一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	あり	複数の地方公共団体で一部事務組合を設立し、汚泥処理施設の設置及び管理を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人格を有するため財産の保有や職員の採用が可能。 ➢ 責任の所在が明確。 ➢ 複数の事務を共同処理することも可能。 ➢ 組織や施設を安定的に管理運営することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 構成団体から事務処理権限が除外される（主体性が維持できない）。 ➢ 構成団体が増加するほど、迅速な意思決定が困難となる。 ➢ 運営や存在が住民から見えにくい。
4.広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	あり	複数の地方公共団体で広域連合を設立し、汚泥の共同処理を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一部事務組合に掲げたメリットのほか、 ➢ 国や県から直接権限移譲が可能。 ➢ 住民からの直接請求が可能。 ➢ 組織や施設を安定的に管理運営することが可能。 	
5.機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事例なし ・介護保険、公正委員会、福祉にて多数事例あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ それぞれの団体にとって共通の機関等となるため権限の移動を伴わない（各団体の主体性維持）。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ それぞれの団体の機関等となるため、それぞれの議会への対応などに配慮が必要。
6.連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての 基本的な方針及び役割分担 を定めるための制度。		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事例なし ・連携中核都市圏形成 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 連携協約を締結することにより、首長の交代等があっても団体間で安定的、継続的に連携することが可能。 	
7.事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の 管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる 制度。		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事例なし ・他の地方公共団体の水道料金徴収等に関する事務を代替執行。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象事務の権限・責任が委託側に残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 執行権限・責任が委託側に残るため、責任の所在が不明確。

出典：国土交通省「下水道事業における広域化・共同化事例集（平成30年8月）」

※このほか、下水道分野における連携事例として、民事上の委託、共同研究等がある。

県内の下水道事業の状況及び 地方公営企業法適用状況について

滋賀県内における下水道事業の状況について

	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市	米原市
下水道事業	流域公共 (湖南中部) (湖西)	流域公共 (東北部)	流域公共 (東北部)	流域公共 (湖南中部)	流域公共 (湖南中部)	流域公共 (湖南中部)	流域公共 (湖南中部)	流域公共 (湖南中部)	流域公共 (湖南中部)	流域公共 (湖南中部)	流域公共 (高島)	流域公共 (湖南中部) (東北部)	流域公共 (東北部)
	単独公共			単独公共							単独公共		
		農集	農集 小規模 個別	農集			農集	農集			農集 林業	農集	農集

滋賀県内における下水道事業の地方公営企業法適用状況について

	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市	米原市
下水道事業	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)	公共 (法適)
		農集 (法非適)	農集等 (法非適)	農集 (法適)			農集 (法非適)	農集 (法適)			農集等 (法適)	農集 (法適)	農集 (法適)

彦根市の農業集落排水事業は、公共下水道へ全て接続され廃止予定のため法適化されない。
栗東市の農業集落排水事業は、法適化を現在検討されている。

現状、法適化を予定していないのは、長浜市のみ。

諮問内容

1. 国の広域化・共同化の方針を踏まえた「広域化」の定義について

現状の長浜市下水道ビジョンの「広域化」の定義

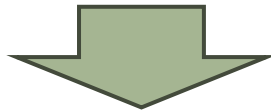
農業集落排水処理施設を公共下水道へ接続することを「広域化」と位置付け
長浜市の単独での事業を「広域化」としている。

《国の方針》

「複数自治体による事業運営の一体化を推進」

事業運営規模…少なくとも10万人程度の人口規模

財政支援……………個別補助事業の創設



今後の動向に素早く対応していくため、広域化の定義について整理が必要!!

諮問内容

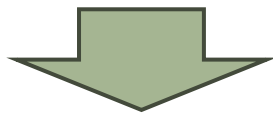
2. 農業集落排水事業への地方公営企業法の早期適用について

現状の長浜市下水道ビジョンにおける「地方公営企業法の適用」の考え方

農業集落排水処理施設の再編後（公共下水道への接続、西浅井地区の施設統合）をもって公共下水道と合わせて下水道事業会計として一本化し、事業全体の経営を掌握する。

《近隣自治体の状況》

長浜市を除き、県内の全ての市が地方公営企業法を適用済、または、適用を検討中



今後、複数自治体による事業統合を視野に入れる場合、**会計制度・経営手法の統一**が前提となることから、本市においても**早期に地方公営企業法を適用することが必要！！**